

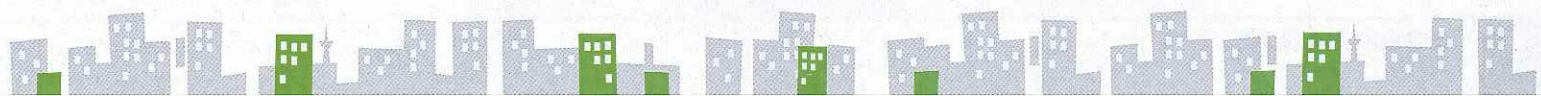
一人ひとりの活力が  
企業の活性化へ  
社会の元気につながる



2010年度版

# 従業員と企業を活性化する 休暇制度 **概要版**

仕事と生活の調和と健康の回復と増進のために







## CONTENTS



p03

特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度とは

p04-p07

休暇制度導入企業

1. 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社  
【グッドジョブ&リフレッシュ制度】東京都
2. 株式会社カヤック  
【誕生日休暇】神奈川県
3. 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院  
【リフレッシュ休暇】長野県
4. 住友電気工業株式会社  
【ボランティア休暇】大阪府
5. 日本ヒルズ・コルゲート株式会社  
【ペット忌引き休暇】東京都
6. 株式会社ノバレーゼ  
【リフレッシュ休暇】東京都
7. 株式会社日立ハイテクサポート  
【ドナー休暇】東京都
8. 株式会社ベネッセコーポレーション  
【ベネッセ休暇】岡山県
9. 株式会社みつば  
【子の行事参加休暇】神奈川県
10. ラブリークィーン株式会社  
【強制長期休暇】岐阜県
11. ルピナ中部工業株式会社  
【ガンバレ休暇】長野県
12. 公益社団法人被害者支援都民センター  
【犯罪被害者の被害回復のための休暇】東京都





# 特に配慮を必要とする 労働者に対する休暇制度とは

経済社会を持続可能なものとしていくためには、その担い手である労働者が、心身の健康を保持できることはもとより、職業生活の各段階において、家庭生活、自発的な職業能力開発、地域活動等に必要とされている時間と労働時間等を柔軟に組み合わせ、心身ともに充実した状態で意欲と能力を十分発揮できる環境を整備していくことが必要です。

特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度とは、「労働時間等見直しガイドライン」における「特に配慮を必要とする労働者について事業主が講ずべき措置の例」において示されている、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、裁判員休暇、犯罪被害者の被害回復のための休暇(以下参照)など、労働者の個々の事情に対応しつつ、事業所等において労使交渉の下で与えられる休暇制度です。

## 特に配慮を必要とする 労働者の例

- 1 特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者
- 2 子の養育又は家族の介護を行う労働者
- 3 妊娠中及び出産後の女性労働者
- 4 単身赴任者
- 5 自発的な職業能力開発を図る労働者
- 6 地域活動等を行う労働者
- 7 その他特に配慮を必要とする労働者

## ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、裁判員休暇、 犯罪被害者の被害回復のための休暇とは？

### ボランティア休暇

「ボランティア休暇」とは、労働者が自発的に無報酬で社会に貢献する活動を行う際、その活動に必要な期間について付与される休暇で、「社会貢献活動休暇」と呼ばれることもあります。



### リフレッシュ休暇

「リフレッシュ休暇」とは、職業生涯の節目に勤労者の心身の疲労回復等を目的として付与される休暇です。例えば、勤続3年ごとに5日間の休暇を付与することなどが考えられます。



### 裁判員休暇

平成16年に「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」が成立し、平成21年5月21日から国民が裁判官とともに刑事裁判に参加する「裁判員制度」が開始されました。「裁判員休暇」とは、裁判員に選任された労働者に対して、その職務を果たすために必要な期間について付与される休暇です。



### 犯罪被害者の 被害回復のための休暇

犯罪行為により被害を受けた被害者及びその遺族等に対して、被害回復のために付与される休暇です。例えば、犯罪被害による精神的ショックや身体の不調からの回復を目的として、1週間の休暇を付与することが考えられます。





## 事例

### 1



人事部長代行(兼)労務課 課長 新井 寿展 さん

■ 伊藤忠テクノソリューションズ株式会社

【システム開発】

## 「ハイパーフォーマー」を休ませて職場を活性化

### 【グッドジョブ&リフレッシュ制度】

「ハイパーフォーマーをいかに休ませるか」を一つの課題と捉え、その解決策の一環として2004年下期から「グッドジョブ&リフレッシュ制度」を導入しました。「グッドジョブ&リフレッシュ賞」の受賞者には、副賞として10万円相当の「旅行権」（旅行する権利）が与えられ、3日間の有給休暇取得と併せて利用します。同賞に伴う休暇取得率はほぼ100%に達しています。また、受賞者を社内報などで紹介することを通じて、可視化することにより、社員が相互に賞賛し、彼らが相互に認め合い納得する制度とするとともに、職場間の垣根を払拭できると考えています。

## 事例

### 2



ギブ&ギ部 藤川 綱司 さん  
ギブ&ギ部 本間 利沙 さん

■ 株式会社カヤック

【インターネットサービス】

## 社員あつての会社

### 【誕生日休暇】

会社は社員あつてのものなので、社員は自分のやりたいことと仕事をリンクさせ「24時間遊び24時間働く」、というのが当社のスタイルです。「誕生日休暇」の取得は「自分がこの世に生まれたことに『ありがとう!』」という一つの「ありがとう」の表現でも考えています。「誕生日休暇」は、自分の誕生日に休暇が申請できる制度です。半休として取得することも可能で、6割から7割の社員が取得しています。現在は、家族を持つ社員も増えたので、家族の誕生日に休暇を取得したいというニーズもあります。そのため、今後は自分の決めた特別な日に休暇を取得できる「記念日休暇」制度に変更することも考えています。

## 事例

### 3



人事部長 大久保 富美江 さん

■ 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院

【病院】

## 24時間・365日診療でも長期休暇

### 【リフレッシュ休暇】

地域医療支援病院として、急性期医療に力を注いでおり、24時間・365日の診療体制を維持するためには、長期休暇は分散して取得しています。また、職員には、オンとオフを切り替えて仕事をしてほしいと考えております。管理職には、年間の計画表を作成し、業務を円滑に進めつつ、1年間の中で計画的にリフレッシュ休暇が取得できるよう調整してもらっています。医師だけ、看護師だけではなく、みんなで患者さんのために協力して、より良い医療にあたる必要があり、「リフレッシュ休暇」制度が、そのような環境づくりにつながれば良いと思います。



■ 住友電気工業株式会社 【自動車関連事業・情報通信関連事業等】

## ボランティアで仕事も生活も充実させてほしい

### 【ボランティア休暇】

社員の社会貢献活動に対して会社としても支援をしていきたいという「住友電工グループ社会貢献基本理念」の考えを反映させて、『ボランティア休暇』制度を導入しました。このような制度などを通じて、社員の社会貢献に対する気持ちを大切にできればと考えております。『ボランティア休暇』は、スポーツ関係のために多く使われているようで、少年野球の指導をする人や、トレーナーの資格を活かして運動部を裏方で支える人もいます。また、休暇制度の社内周知のため、「Work&Life」と呼ぶハンドブックを社員一人ひとりに配布し、両立支援制度利用者への職場全体の理解が進めばと思っております。



人事総務部 藤崎 光太郎 さん

■ 日本ヒルズ・コルゲート株式会社 【ドッグフード・キャットフード販売業】

## 家族にペットがいる社員のために

### 【ペット忌引き休暇】

当社は、ドッグフードやキャットフードなどを販売する企業であり、ペットも家族の一員だという認識をもっております。そうした背景から『ペット忌引き休暇』を導入しており、社員の飼っているペットが亡くなった場合、本人から直接、人事部に「ペット弔事届」を出してもらい、1日の休暇を付与するとともに、弔慰金を支払います。これまでに休暇の取得は、犬で3件、猫で9件となっています。今後も休暇制度等を通じて、人材こそが財産であり、社内環境を大切にこそ質の高い企業経営が営まれるという理念から、「Best Place to Work」の実現を目指したいと考えています。



人事本部長 小木 曾伸 さん

■ 株式会社ノバレーゼ 【婚礼プロデュース】

## 長い休みが社員の成長を促す

### 【リフレッシュ休暇】

『リフレッシュ休暇』には、「3年間一生懸命働いてもらった社員に心身ともリフレッシュしてもらいたい、そしてまた志し新たに働きましょう!」という思いが込められており、創業時からある、当社でも一番古い休暇制度です。3年間勤務することに30日間、リフレッシュを目的として休みを取ることができます。3年たったらずに休みを取らなければいけないというわけではなく、取得の時期は、上司と相談をしながら、柔軟に対応することを認めています。これまでに50人強の社員が『リフレッシュ休暇』を楽しんでいます。私自身も、今後海外の旅行などに活用できればと考えております。



総務人事部長 小高 直美 さん





事例  
7



管理部人事総務グループ 荻田 梢 さん

■ 株式会社日立ハイテクサポート 【アウトソーシング関連、不動産関連、業務サポート】

## 社員の様々な要求に対応できる制度づくり

### 【ドナー休暇】

親会社にあった制度を引き継ぎ、当時の社員からの要望に応える形で『ドナー休暇』制度を導入しました。この制度は、骨髄ドナーを希望する社員が請求した場合、登録・骨髄採取時を含めた必要な期間の有給休暇を付与するもので、日数に制限は定めていません。取得申請は、他の休暇と同様に、「勤務届」を事前に記入して提出します。これまでに1名が利用しました。また、当社は日立ハイテクノロジーズの特例子会社としての役割も担っており、現在は社員83名中、27名が障がい者です。障がいの有無によって仕事を分けるのではなく、同じ職場で役割分担しながら、共に協力して働ける職場環境づくりに努めたいと考えています。

事例  
8



人財部労務課 森 克義 さん

■ 株式会社ベネッセコーポレーション 【教育事業、生活事業】

## 『ベネッセ休暇』を活用して「よく生きる」

### 【ベネッセ休暇】

当社の経営理念は、社名に掲げている「ベネッセ (Benesse=Bene (よく) +esse (生きる))」そのものです。人によって「よく生きる」の捉え方は違って当然ですが、『ベネッセ休暇』の対象者には、のんびりとリフレッシュするだけでなく、自分で決めた活動を積極的に実践することを推奨しています。仕事だけでなく、地域や社会とのつながりの中で気付きを持ち、視野を広げることを重視しており、ワークライフマネジメントを実践する一つとしてベネッセ休暇を位置づけています。勤続5年目から30年目までの5年刻みの節目の社員を対象に、5～15日の有給特別休暇と3～15万円の支援金を支給しており、2009年度の取得率は約90%でした。

事例  
9



総務部 島山 亜弓 さん  
総務部 穂坂 正典 さん

■ 株式会社みつば 【保育所・事業所内託児室の企画運営、送迎バスの運行管理】

## 社長のリーダーシップと社員の意見

### 【子の行事参加休暇】

「生活が充実すれば、仕事への意欲も高まるだろう」という思いから、ワーク・ライフ・バランスの推進は、社長自らが率先して行っており、『子の行事参加休暇』制度の導入は、社員の出産がきっかけでした。『子の行事参加休暇』は、中学校に入学する前の子どもを養育する常時雇用社員が、行事に保護者として参加する必要がある場合に取得することができます。社員の取得を促すため、有給での休暇制度導入に踏み切りました。男性社員に対する子育て支援は、弊社における課題の一つであり、今後は『子の行事参加休暇』の普及も含め、在宅勤務等、男性社員の子育て支援にも力を入れて取り組んでいく必要があると考えています。



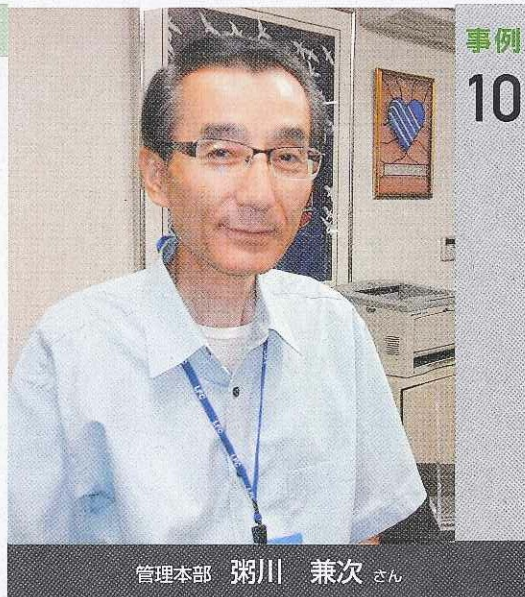


■ ラブリークィーン株式会社 【レディスファッションの企画・製造・販売】

## 人材育成を目的とした戦略的な休暇制度

### 【強制長期休暇】

「強制長期休暇」は、指示を与える側の課長職以上が長期休暇を取得し、その期間中に部下に仕事を任せることにより、人材を育成することを目的とし、年に一度、月末月初連続した1週間の休暇の取得をすることを義務化しているものです。事前に引継ぎをしたにもかかわらず、休暇中に部下への指示が必要な場合は、「強制長期休暇」の取得者が罰金1万円を支払うこととしています。罰則だけでは、社員の自主性を高めることはできませんので、今後も「優秀社員表彰・感動賞（お客様に感動を与えた社員を表彰）」等、個人・チームに対してきめ細やかな表彰制度の充実を図り、社員へのプラス面での支援も続けていきたいと考えています。



事例  
10

管理本部 弥川 兼次 さん

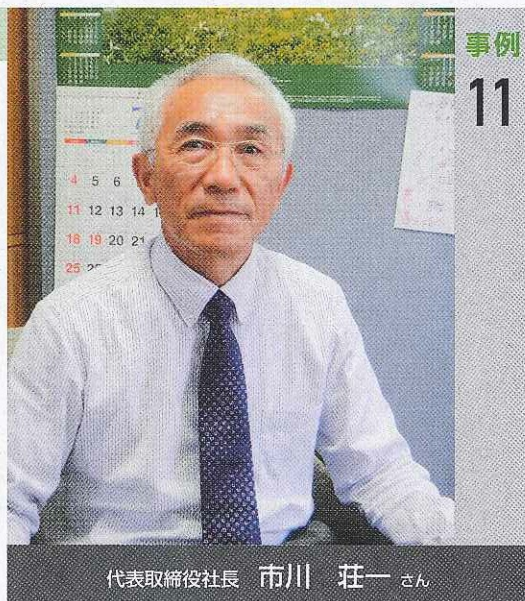
■ ルピナ中部工業株式会社

【土木・建設工事】

## よく遊び、よく遊べ

### 【ガンバレ休暇】

「よく遊び、よく遊べ」というのが当社の社是です。なぜ働いているかといえば、いい生活をするために働くわけで、社員には遊ぶ時間をつくるにはどうすればよいか考えてもらえればと思います。「ガンバレ休暇」制度を導入しました。全ての社員に、毎年、会社が決めた1週間、強制的に休暇をとってもらおうという制度で、休暇の割り振りは、新年の仕事始めの1月6日における当社の恒例行事となっています。夜遅くまで残業する夜型労働を早出をする朝型労働へ変える取り組みをするなど、今後も「よく遊び、よく遊べ」をより実効性あるものにしていきたいと考えています。



事例  
11

代表取締役社長 市川 荘一 さん

■ 公益社団法人被害者支援都民センター 【東京都公安委員会指定 犯罪被害者等早期援助団体】

## 犯罪被害の回復には企業による支援が不可欠

### 【犯罪被害者の被害回復のための休暇】

犯罪被害者の方々は、被害に遭うと心身の不調を抱えたり、警察等から呼び出しを受けたりする等、被害直後から様々な問題を抱えることとなります。動揺が激しく、やるべきことも集中する事件直後に、数日から1週間程度のお休みを取る被害者が多いようですが、不調が長引けばそれ以上の休みが必要になることもあります。また裁判傍聴等で、被害後しばらく経ってから休みを必要とする人もいます。犯罪被害においては、身近な人（家族、友人、同僚など）の配慮が被害回復のために大変重要です。会社として犯罪被害者の方々にどのような支援ができるか、ぜひ一度考えてみていただきたいと思います。



12





仕事と生活の調和と  
健康の回復と増進のために



<http://www.mhlw.go.jp/>

事業専用ホームページ

<http://www.kyuukaseido.jp/>